

表 1-3. 「第二章 精神保健福祉行政のあらまし」について、修正（削除を含む）を検討すべきこと、その理由

目次項目またはページ	内容	理由
1. 精神保健福祉行政の歩み	本文中に年表を加える。また、病床数の推移についてのグラフ化。	資料編 P.657 以降の詳細な年表とは別途に、本文の記述に即したものがあるとわかりやすい。
P.23 下 12 行	保健所における「労働精神衛生相談指導専業」	これについては、初めて知ったのですが、実態があったのでしょうか。何かコメントが付けたい。
P.31～35 精神保健福祉士法の制定	全体	ここで、詳述する必要性があるのか疑問。簡略した説明で足りない部分は、資料参照でよいのではないか
P.31 (11) 精神保健福祉士法の制定		他の法と比べても記述が多すぎるのでは
P.31～ (11)	項目が不揃いでわかりにくいので読みやすいように改善を。	
P.32 21 行目 ○法律の概要 1. 業務内容	「精神障害者が目指すべき社会復帰の方向を提案し、誘導していく」を、「精神障害者が望む社会復帰の方向に沿って支援していく」に代える。	主体が障害者の側にあることが分かるような表現とするため。
P.33 1 行目 ○法律の概要 1. 業務内容	「提案、誘導を行い」から誘導を削除する。	選択、決定するのは障害者自身であることを伝えるため。
P.36 ⑥	「…自らの医師で継続して…」の「医師」は「意思」に改める	誤植
P.39 ○重点施策実施5か年計画について 2 (2)	「自立に向けた地域基盤の整備」を「生活上の不便の解消に向けた地域基盤の整備」に代える。	生活環境の条件が整っていなかったことによる、生活上の不便が障害者の活動を制限してきたことから。
P.40～P.42	改革のグランドデザイン案の内容の縮小	すでに障害者自立支援法が制定されたため

<p>2. 精神保健福祉に関する行政組織</p>	<p>障害者自立支援法の制定により変わった、国・都道府県・市町村の役割について、あらためて整理する</p>	
<p>P.45 ②及び③の修正</p>	<p>○地方精神保健福祉審議会が任意設置となり、第10条の委員数規定が削除された。 ○精神医療審査会の規定が修正された。</p>	<p>法改正</p>
<p>P.45②</p>	<p>平成14年以降精神障害者保健福祉と手帳審査の位置付けも変わった</p>	
<p>P.46 (4)市町村の修正 P.53 ウ 市町村</p>	<p>障害者自立支援法成立により市町村の役割が変わったため、修正が必要</p>	<p>障害者自立支援法の成立及び施行</p>
<p>P.48 7行目 3. 地域精神保健福祉</p>	<p>「いろいろな問題に対する地域社会の耐性が逆に低下して」を「いろいろな問題に対する地域社会の解決能力が低下して」に代える。</p>	<p>原文の意味するところが分かりづらいため</p>
<p>P.48 19行目</p>	<p>「……、身寄りのない老人の問題なども」を削除する。</p>	<p>身寄りのない老人の問題が精神保健福祉の問題として、特筆すべきことのように思われないため。</p>
<p>P.48～53 3. 地域精神保健福祉</p>	<p>平成2年「地域保健医療計画」云々について</p>	<p>内容的に古くなっているのでは</p>
<p>P.48～53 3. 地域精神保健福祉</p>	<p>障害者自立支援法の制定により変わった、国・都道府県・市町村の役割について、あらためて整理する</p>	
<p>P.49 (1)地域精神保健福祉活動の目標と計画 ⑤</p>	<p>「……人間心理についての知識を普及し、明るい家庭、明るい社会を築く運動をおこすことである。」を「障害のあるなしに</p>	<p>原文は抽象的で、何を行うかの具体性に欠けるため。</p>

		関わらず、誰もが地域社会で安心して暮らせるような社会づくり運動を行う」に代える。	
P.50 6行目		「特に精神保健医療等の体制の依存について也十分配慮することとされ」を削除する。	原文の意味するところが分かりづらいため。
P.52～53 地域保健活動の主体		・保健所の役割	保健所の役割「地域における中心機関」とあるが、中心機関たり得なくなっている現状がある。地域保健法との関係で、“広域的な役割”を明確にする必要がある
P.52～54 地域保健活動の主体		・市町村	市町村の精神保健はこれから重視すべきであり、ウ→ア→イの順で項立てを検討することも必要ではないか
P.58 表 4		説明がほしい	説明がないと分かりづらい
「障害者自立支援法」に伴う、必要なサービスの紹介等を行ってほしい。			

表 1-4. 「第二章 精神保健福祉行政のあらまし」について、追加の望ましいこと、その理由

目次項目またはページ	内容	理由
1. 精神保健福祉行政の歩み	法制定から何回かの法改正が記されているが、立法趣旨や改正趣旨・改正理由等の詳細を他のホームページでもいから記して欲しい。	行政も、政令市への事務移管や本庁から精神保健福祉センターへの事務移管を経て、逐条解説といった各種資料が散逸傾向にある。特に法改正のあった当時の改正理由や改正趣旨等の資料は、2-3年で人事異動がある行政職員にとって、法の理解を深める意味で必須である。
1. 精神保健福祉行政の歩み	障害者自立支援法のできた経緯とこれからの方向性について詳しく	
P.31 10行	「国民の精神的健康の保持及び増進」など他局の所掌となった事務	メンタルヘルスを考えるときに重要な情報なので、局と課の名を明記してほしい。
P.40 (15)改革ビジョングランドデザイン		もっと詳しい方がよい
P.42 以降に追加	障害者自立支援法成立による精神保健福祉法の改正(4月1日施行分と10月1日施行分)	法改正
P.44 後半	独立行政法人が運営する障害者職業センターの活動を取り上げてほしい。	精神障害者の就労支援に重要な役割を持つ機関であるため。
P.45	中核市(保健所)についての記述追加	現在、全国に40前後あり、理解しておく必要がある行政組織であると考えられるので
P.48 3. 地域精神保健福祉 20行 目	「アルコール依存症・・・身寄りのない老人」に「ホームページ」を加筆。	ホームページ対策は精神保健の立場からも喫緊の課題であり、「単に専門施設を作るのではなく地域で対策を考える」として後続の文意にも整合する。
P.64 中段	地方交付税、一般財源化	その違いについて、簡単な解説があればわかりやすい。
障害者自立支援法	概要	法成立による
障害者自立支援法について解説		

障害者自立支援法について	これは全く新しい内容 (精神に関する部分)は必掲)	平成 18 年度版には是非掲載してほしい
障害者自立支援法の成立 平成 11 年改正により、精神障害者の定義が変わったことを明記すべき。		この法律の成立により精神障害者福祉への影響が大きいので 基本的事項と思われため。

表 1-5. 「第三章 精神障害者対策」について、修正（削除を含む）を検討すべきこと、その理由

目次項目またはページ	内容	理由
P.67	精神障害の定義	手帳・公費負担の対象として、ICD-10のFおよびG40を対象にしているので、ICD-10に言及・付記してほしい。
P.67 第3章序文、 P.68 体系図、 P.88(4) 通院医療	障害者自立支援法制定により全面見直し	
P.70、P.71、P.72	「精神分裂病」、「分裂病型疾患」等の病名修正 (以下の頁で同様のものについては同じ修正必要)	精神保健福祉法の改正による
P.70 「イ 患者」	総患者数を用いた、在院患者数および外来患者数の疾患別の表を追加(P.638の表2を訂正し、最新のものを引用)	重要な基礎統計は、表にして理解しやすくする必要あり説明文だけでは分かりにくい
P.73 の一般診療所の患者数推計	・総患者数の数値に変更 ・その説明の文章も追加	この小さな数字であれば、診療所を受療継続中の患者数が極めてわずかと誤解を与える
P.74 (3)入院制度	精神保健福祉法にもとづく入院	法改正による修正
P.76 (イ)	検察官通報の条文が第1項と第2項が創設された。	法改正(包括されているので修正しなくてもよいかもしれませんが。)
P.79 同意書	同意の説明	「同意」の解釈について、“同意能力の有無を踏まえること”が説明に必要なのではないか
P.84 医療保護入院時の移送制度	全体	この記述だと迅速に発動するものと誤解されかねないが、この制度は、各県とも慎重に運用を図っており、日頃の精神保健活動優先等補足してほしい。

P.86 ク 精神医療審査会	委員数の変更	法改正
P.88 (4)通院医療 P.97～104 P.108 イ 精神障害者小規模作業 所運営助成事業	○公費負担制度部分の修正 ○社会復帰施設の項目全文修正 ○助成事業項目削除	法改正
P.89 ア 通院医療費公費負担制 度	障害者自立支援法に合わせた内容に	体系が大きく変わるから
P.94～P.104	障害者自立支援法制定により全面見直し	
2. 社会復帰・福祉対策	障害者自立支援法に合わせた内容に	体系が大きく変わるから
P.95 2 障害者プランにおける精神 障害者施策	いわゆる社会的入院についての説明で 「主治医が…判断する」とあるが、主語 および語の定義そのものを再検討する。	本書の他の箇所の表現と同一ではない。社会的入院であるかどうかの判断は主治医が下すものであるか議論の余地があると思われる。それぞれ該当箇所の表現に「当事者の退院したいという意思に沿わない医療の状態にある」という認識を含めるかどうか検討するべきであろう。 もっと複合的な支援・利用の図が望ましい。法改正に対応する必要もある。
P.96	精神障害者社会復帰体系図	
P.107(5)、(6)	削除	
P.137、138	新しいデータを	内容が古い
「障害者自立支援法」との整合性、 「障害福祉計画」及び「医療計画」 との整合性を図ってほしい。		

表1-6. 「第三章 精神障害者対策」について、追加の望ましいこと、その理由

目次項目またはページ	内容	理由
1. 精神医療対策	精神科救急医療対策について国の取り組み状況を紹介します	近年、精神科救急医療に対する需要が高まっているため。
P.79 処遇	閉鎖的環境(閉鎖病棟)に入院希望する場合、その事についての同意書を得ておく事	また、現状では閉鎖病棟に多くの任意入院が行われているので、左記について言及しておく必要がある。
P.84 Ⅰ 医療保護入院時の移送制度	医療保護入院時の移送制度の処理件数表 * P.78 表3 のようなもの	措置診察関係と同様に行政処分処理件数掲載は行政資料として必須のことと思われるため
P.85	措置入院患者及び医療保護入院者の定期病状報告の説明に加え、書式を掲載してほしい。	精神医療審査会の書類審査の対象となる書類であり、その意味では、この2つに医療保護入院者の入院届けも加えてよいかもしれない。資料欄への掲載も可。
P.86～ 「精神医療審査会」	都道府県及び政令都市に審査会の設置が義務づけられているが、審査会事務はそれぞれの精神保健福祉センターが担っていること	法改正により平成14年度からは精神保健福祉センターが審査会事務を行う機関とされたため。
88 ページ以降	心神喪失者等医療観察法について(処遇の流れなど)	対象ケースが増加しており、関係者が知っておかなければならないため。
P.89～ 「通院医療費公費負担制度」	自立支援法の施行に伴う制度の変更点	平成18年度から自立支援法の医療制度に移行されるため
P.89 公費負担制度	→自立支援医療	法改正による
P.94～ 「社会復帰・福祉対策」	自立支援法の施行に伴う制度の変更点	平成18年度から(段階的)に障害者のサービスのサービスについても自立支援法の制度に移行されるため
2 社会復帰・福祉対策	成年後見制度、地域福祉権利擁護事業	各種の地域精神保健福祉施策の充実(P.95 23行)の具体例

		や障害者 110 番などの権利擁護のための地域のシステムを紹介する。	として、P.108 以降に記載する。
P.97 社会復帰施設			法改正による
P.97 の社会復帰施設		社会復帰施設の利用者数の統計表を追加	社会復帰施設の整備が重要であり、それを推進する上でも必須のものである
2. 社会復帰・福祉対策 (6) その他の事業 (P.108～109)		就業・生活支援センターの記載と、精神障害者に対する就労支援サービスの状況(ジョブコーチや障害者職業センター等で実施されている職業訓練等)の紹介	社会復帰対策として、就労支援に関する対策は切り離して考えられないから。
2. 社会復帰・福祉対策 (6) その他の事業 (P.108～110)		精神障害者退院促進支援事業の概要と取り組みについて	全国的にモデル事業が展開されており、7万2千人対策として位置付けられているため。
在宅サービスの整備状況、運用状況			
退院促進事業		社会的入院解消に向けて	追加すべきと考える
退院促進支援事業		・関係機関連絡会議 ・退院促進支援事業の企画例等 ・ケアマネージメント手法の活用方法 ・ケアマネージメント従事者(3障害共通)の養成研修	社会的入院等の退院を促進するため、ケアマネージメント手法を活用して、精神障害者がスムーズな社会復帰ができるように、計画的なサービス提供が行える体制づくりが急務であるため
改革ビジョン			これを入れる必要がある。医療、保健、福祉の改革として重要
自立支援法			従来の精神障害者社会復帰施策からの転換なので、追加すべきと思う
障害者自立支援法をふまえた内容の掲載			

表 1-7. 「第四章 精神保健における個別課題への取り組み」について、修正（削除を含む）を検討すべきこと、その理由

目次項目またはページ	内容	理由
P.110～132	「痴呆」を「認知症」に修正。	
1. 老人性痴呆疾患対策(P.110～132)	「痴呆」を「認知症」に変更	名称の変更
P.110～第4章1.	「痴呆」を「認知症」に	用語の変更
P.110 老人性痴呆対策	痴呆→認知症	2. ～7. に比べ、老人のところが詳しくすぎるとはいかないか
第四章全体について	児童思春期精神保健については「3. その他の地域精神保健対策」でしか扱われていない。 表も新しいものに更新すべき。記述も同様。レビニー小体型痴呆など新しい知見も入れてほしい。	子どもとはいえども精神疾患（発達障害の処遇困難例を含む）は精神保健の重要な領域であるので、いずれは四章の中でもう少し独立した章立てを行なうべきではないだろうか。
P.111～119 老人性痴呆疾患対策		
P.118 痴呆の疫学調査、将来推計	表5から表8は古すぎる	
P.122 17行目およびP.132 (5)痴呆性高齢者と介護保険制度	「平成12年度から導入」を過去形にした、近年の制度改革を盛り込む。	既に導入されている制度についての説明が不足している。また、「されることとなっている」の記述は未来形である。
P.132 (5)痴呆性高齢者と介護保険制度	「平成12年度から導入されることになっている」という表現を修正する。	既に実施されており、実態などもあった方がよいのではないか。
P.133～138 ・アルコール関連問題対策	P.133の記述(平成8年では～)、表4・5(1987年)など古いものを、可能であれば新しいものに更新してほしい。	
P.135 表3	総患者数に変更	推計患者数では過小な誤解を与えるので

	入院と外来を分けた方がよい	
P.137 表 4 日本におけるアルコール乱用による社会的費用：1987年	1987年の統計を可能な限り新しいものに改める。	
P.138 表 5 1987年	1987年の統計を可能な限り新しいものに改める。	
P.141 25行目	「PSW等」の語を「精神保健福祉士等」などに替える	本文の他の箇所(たとえばP.142 研修内容)との整合性をはか るため。
P.143 (2)思春期精神保健対策	「登校拒否」の語を「不登校」に替える。	近年の世間一般的な呼称に合わせる。
P.145 2行目および6行目	「安田生命社会事業団」は「明治安田こころの健康事業団」に改称、移転。	改称・移転。
P.146 7行目 こころの健康づくり対策の経緯	「精神病以外の精神疾患を…」	精神病が何をさしているのか、それ以外の精神疾患は何をさしているのか曖昧である。
P.151:「(3)薬物乱用についての疫学調査の結果」の(A)から(C)に関して、最新のデータを載せるべき。		基本的事項と思われるため。
P.156 図 4	削除ないしは新しいデータの追加	データが古いため
P.156の「覚せい剤慢性中毒者に対する医療及び保護」からP.160までを全面的に最新版に書き換える必要がある。		基本的事項と思われるため。
6. 性同一性障害者の性別の取扱の特例に関する法律	あえて、この書物で取り上げる必要はないのではないか。	この数年で、かなりページ数が増えているので、稀なものより専門的な書籍にまかせた方がよい。

7. 精神保健福祉法に関する調査 研究	<ul style="list-style-type: none"> ・(2) 国立精神・神経センターの組織の (ア)(イ)(ウ) ・(3) 精神保健研究所の(ア) 	<p>必要性が不明。研究に対しては国、国立大学で行われている 研究と部署の列挙が良いと思われまます。</p>
7. 精神保健福祉法に関する調査 研究	(3) 精神保健研究所の(イ)から(オ)の検 討	<p>研究、研修は知りたいが、活用方法が不明のため</p>

表 1-8. 「第四章 精神保健における個別課題への取り組み」について、追加の望ましいこと、その理由

1. 老人性痴呆疾患対策	「認知症」の名称を使用することになった経緯・考え方	普及啓発の上でも担当者が意義を正しく理解しておくことが必要と思う
P.112 痴呆の診断	HDS-R	スクリーニングで使用頻度の高いHDS-Rを表として掲載していても良いのでは？
P.113 (エ)痴呆の評価	全般的な知的機能の評価方法としてのレーヴン色彩マトリクス検査や、記憶機能の評価方法である WMS-R (Wechsler Memory Scale, Revised)、リバーミード行動記憶検査など、行動面での評価として MEDE (Multiphasic Early Dementia Examination) などの他の検査を紹介する。	認知機能の正確な評価のためには複数の神経心理学的検査を実施するべきであることを明記する。
P.122 (5) 老人性痴呆疾患対策概要	ゴールドプラン 21 以降の現在の対策の一つとして高齢者虐待の問題とそれへの対策を紹介する。	痴呆の有無によらず高齢者が被害者となっている高齢者虐待の現状を紹介し、精神保健の観点から対策を論じる。
P.143 (1) 精神障害の正しい理解のための普及啓発事業	精神障害者の社会参加を促進するための重要な要因として、社会の偏見や当事者への差別をのぞくことが必要であることを明記する。国連で作業が進んでいる障害者権利条約や、アメリカの ADA、イギリスの DDA など諸外国の法的取り組みを紹介する。	啓発事業の一方で、現存しているところのバリアを取り除くための積極的な取り組みが国内外で行われていること、我が国でも高齢者虐待防止法や障害者差別禁止法など法制化の動きがある現状を踏まえた記述にする。
3. その他の地域精神保健対策 (2) 思春期精神保健対策	思春期精神保健対策について 1. 老人性痴呆疾患対策 2. アルコール関連問題対策	近年、精神疾患に起因する児童思春期の問題行動が急増しているなど、児童思春期の精神保健福祉は重点的な分野となっていることから

		と同様に独立した項目として扱い、記述を充実させてほしい。	
P.147 (4)「性」に関する対策		HIV感染とそれに伴って生じる認知機能障害(痴呆)について記述する。	現在の当該箇所の記述は性欲を重点的に論じているような感がある。
4. 薬物乱用防止対策		覚醒剤等以外で近年市井に流通している合成麻薬、脱法ドラッグなどの現状を紹介する。	いわゆる脱法ドラッグへの法的規制が始まっているが、急性中毒の事例などが報告されていることから精神保健の専門家への注意を喚起するため。
P.159 (6)精神保健福祉センターにおける薬物関連問題相談事業の実施		事業実施の根拠となっている「薬物乱用防止対策実施要綱」の内容(新たなものが出ておればその内容)等関連規定	センターの役割を正しく理解し主体的に取り組むため根拠を把握する必要があるが、薬物関連の対策は多領域に渡っており、関連する要綱等の確認に苦勞するため
P.175①		①に追加して②を加える 「②近年における摂食障害患者の急増、低年齢化及び慢性例・難治例の増加をみると、摂食障害治療の問題は、今後ますます重要性を増している。本疾患はチーム医療が基本となることから、看護師の役割は大きい。そのため、看護師に対しての摂食障害の基礎、臨床及び疫学にわたる研修を行い、摂食障害治療と予防の向上を目的とする。」	看護師対象のものを医学課程に加えた。(2005年度より)
自殺予防対策		自殺関連の詳細データならびに自殺予防対策	総務省の行政評価結果を踏まえ、地方公共団体等に対して十二分な自殺関連の情報提供を行うことが必要である
自殺予防対策について			最近特に関心の高まっている分野であるから。
自殺対策(うつ対策)		同左	増加傾向のため

自殺予防対策	現状(統計を含む) 対策の経緯・概要 関係機関(部署)の取り組み	重要課題であるため
自殺防止対策 退院促進支援事業		精神保健福祉対策として緊急課題であるから
現状と課題	自殺の現状と予防対策の現状について	全く取り扱いが無いことが意外。少なくとも課題としてあげておく必要があるのでは。
自殺予防のための大まかな記述とポイント。		現在の自殺増大は続きそうなので。
自殺予防に関する対策		精神保健の大きな課題であるので
自殺予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺の要因 ・自殺予防対策の企画例等 ・普及啓発事業 ・専門職に対する研修内容 	平成10年以降、自殺死亡者が年間3万人を超えて推移している中、〇〇県の自殺率は全国×位となっており、自殺予防対策が大きな課題であり、自殺予防対策を積極的に取り組むことが求められているため。
自殺対策		明確な位置付けが必要
自殺予防の項目及び自殺者が3万人いる事実についてふれる。		
「自殺関係」		これから重要な問題になることが予測されるから
<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防対策 ・高次脳機能障害に対する対策 	概要	
高次脳機能障害対策	国の取り組みの経過と、今後の障害者自立支援法での位置付け。 H18 施策の内容。	近年、その障害について知られており、その対象となる者には精神保健福祉手帳を所有する者も多いため。
高次脳機能障害対策	調査研究データ、今後の対策の展開方向等	障害者自立支援法においても具体的指針が明記されておらず、また、国民の認識水準が低いいため、高次脳機能障害の周

		知や患者への適切な医療実施など高次脳機能障害対策の拡充が望まれているため
高次脳機能障害対策	高次脳機能障害診断基準、標準的訓練プログラム(案)など	身体障害と精神障害の支援の狭間にあり、H13～H17モデル事業の実施
現状と課題	高次脳機能障害についての取り組みの現状と今後の対応について	今後、対象となりうるため
高次脳機能障害に係る取り組み		平成 16 年度に各県などに相談窓口が設けられるなど一定の対策が進められている
発達障害対策	発達障害者支援法と支援体制	平成 16 年 12 月法成立
現状と課題	発達障害者を取り巻く現状	今後、対象となりうるため
発達障害児・者に関する対策	概要	
発達障害者対策		発達障害者支援法も成立し、精神保健福祉の観点からも関わることがあるため。
「発達障害関係」		これから重要な問題になることが予測されるから
広汎性発達障害(自閉症・アスペルガー)	広汎性発達障害の概要。対応法等	一般精神科医、行政職に知識を広める必要があると思われるため。
性同一性障害	調査研究データ、障害の現状、対策(相談窓口等)のあり方	具体的に何をすべきかが示されていないため、相談者への対応に苦慮する
災害とストレス		新たに項目を起こし、追加すべきと考える
PTSD 対策		災害時のメンタルヘルスケアについてガイドラインも作成されているため。
PTSD 対策の項目を起こす。 引きこもり対策については内容を充実させる。		社会的関心も高く、どのような取り組みが行なわれているのか詳しく掲載しておく必要がある。

<p>児童・思春期の精神保健、災害・犯罪被害の精神保健、発達障害関係、うつ病・自殺関係</p>	<p>左記それぞれの項目についての解説と対応</p>	<p>地域での対応上必要だから</p>
<p>「性」に関する対策</p>	<p>性同一性障害に関する対策及び専門相談機関等</p>	<p>人権の観点からも社会問題になっているが、性同一性障害の専門医等の情報が不足しているため。</p>
<p>3. その他の地域精神保健対策</p>	<p>インターネットを紹介した集団自殺、電子メールによる相談活動の普及など、高度情報化社会における精神保健上の問題を取り上げる。</p>	<p>近年の新たな社会の動きを盛り込む。</p>
<p>ACT-J の関係データ及び研究概要</p>		

表 1-9. 「第五章 諸外国における精神医療」について、修正（削除を含む）を検討すべきこと、その理由

目次項目またはページ	内容	理由
P.178～	全体として、記述及び表を新しいものに更新してほしい。	退院促進、地域生活支援の機運の高まりとともに、最近の諸外国の動向に関心が高まっているため。
P.179 表 1 P.180 表 2	精神科病床数の統計が古い	
P.179 11 行目	「ゲッター化」の語を改める。	ゲッターの語源を鑑みれば表現として適切ではない。
P.182 イギリス(英国)	ブレア政権の政策についてふれる	サッチャー政権の引き締め政策から転換している
アメリカ合衆国の精神保健福祉、 ヨーロッパ諸国の精神保健福祉、 アジア諸国の精神保健福祉	諸外国に保健福祉についても追加すべきである。	諸外国の状況については非常に参考に参考になるものの、現在は医療の内容のみであるので、保健福祉についても必要である。
全般	統計資料が古すぎる	
4 カ国における人口1万当たり…	表 1・表 2・図 1 の修正	最新のデータに更新する

表 1-10. 「第五章 諸外国における精神医療」について、追加の望ましいこと、その理由

目次項目またはページ	内容	理由
P.178～186	日本の医療観察法に相当する制度(犯罪を犯した精神障害者への処遇)	
1. アメリカ合衆国の精神医療	ACTの取り組みについて	国府台病院等においてパイロット事業も行なわれており、社会的関心も高いため。
P.178～186 諸外国における精神医療	もっと詳細に最新情報をのせてもらいたい	
P.178～186	単なる経緯・歴史の概観ではなく、課題とその対応。短所・長所とその解説。日本が取り入れられるべき点とその理由。日本で出来ない点があればその理由と解説が欲しい。	諸外国の歴史と現状を通して日本の精神保健福祉を適切に語ってほしい
P.183～184 オーストラリアの精神保健	オーストラリアの各州をまとめた精神医療について	国際的に内容が優れていると思われるので
P.185 むすび	紹介した各国のデータについて、人口万単位病床数だけでなく患者数、職員数、平均在院日数なども併せて表示し比較しやすくする。	文章での説明に加えて一つの表にまとめることで我が国の現状がよりわかりやすくなる。
P.186 むすび	「我が国で精神科病床数が減少しつつも平均在院日数が増えている」原因について考察を加筆する。	P.180 表 2 および P.181 図 1 が示すように我が国の病床数は依然として少ないとは言えない。

表 1-11. 「第六章 関連法規及び施設」について、修正（削除を含む）を検討すべきこと、その理由

目次項目またはページ	内容	理由
P.187～191	空欄が多いので詰める。	
2. 文部科学省関係	「養護学校」についての記述を改め、特別支援教育制度について説明を加筆する。	新たに導入される制度の紹介を行ない、地域支援ネットワークの中で精神保健の専門家に期待される役割について解説する。
P.195～	関係法令	法令・通知集は単体であった方が利用頻度は高い(実際の書籍を利用しているので、ハンドブックでは見えない)。
「障害者自立支援法」の掲載		